

合併調整項目調整状況

事務事業番号	3012	専門部会名	民生	分科会名	住民	担当部署	まちづくり協働課
--------	------	-------	----	------	----	------	----------

事務事業名	集会施設（公民館）新設改修補助金						
-------	------------------	--	--	--	--	--	--

合併前の事務事業の状況【概要】					合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村		
【集会施設新築補助金】 (1)新築・全部改築 ・補助率 1/3以内 ・限度額 1,100万円 (2)用地取得 ・補助率 1/2以内 ・限度額 1,000万円 【集会施設増・改修補助金】 ・補助率 1/3以内 ・限度額 300万円 【集会施設バリアフリー化補助金】 ・補助率 1/2以内 ・限度額 300万円	【集会施設新築補助金】 (1)新築・全部改築[区指定] ・補助率 2/3以内 ・限度額 4,000万円(250㎡以上) 2,800万円(250㎡未満) (2)用地取得 ・制度なし 【集会施設増・改修補助金】 ・補助率 1/2以内 ・限度額 700万円 【集会施設バリアフリー化補助金】 ・制度なし	【集会施設新築補助金】 (1)新築・全部改築 ・補助率 2/3以内 ・限度額 2,000万円 (2)用地取得 ・補助率 2/3以内 ・限度額 250万円 【集会施設増・改修補助金】 ・補助率 1/2以内 ・限度額 400万円 【集会施設バリアフリー化補助金】 ・補助率 4/5以内 ・限度額 160万円	【集会施設新築補助金】 (1)新築・全部改修 ・制度なし (2)用地取得 ・制度なし 【集会施設増・改修補助金】 ・補助率 1/2以内 ・限度額 規定なし 【集会施設バリアフリー化補助金】 ・制度なし	集会施設の新築等については、武石村も含め補助金交付制度の対応とする。 合併後3年は現行のとおりとし、新市において補助金交付基準の統一を図る。	

合併後調整内容【調整済】

<p>旧制度を統合する「共同集会施設新築等整備事業補助金交付要綱」を策定し、平成21年4月1日から施行。</p> <p>【新しい制度の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築又は全部改築については、自治会規模を勘案した補助基準面積（上限面積）及び標準建設単価（上限単価）を設定。 ・基本補助率は1/2（50%）とし、100世帯以下の小規模自治会に対しては世帯数に応じて5段階の加算を行う。 <p>【補助基準面積】（新築等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>補助基準面積（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100世帯以下</td> <td>150㎡</td> </tr> <tr> <td>101～300世帯</td> <td>(世帯数 - 100) × 0.65 + 150㎡</td> </tr> <tr> <td>301世帯以上</td> <td>(世帯数 - 300) × 0.09 + 280㎡</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	補助基準面積（上限）	100世帯以下	150㎡	101～300世帯	(世帯数 - 100) × 0.65 + 150㎡	301世帯以上	(世帯数 - 300) × 0.09 + 280㎡	<p>【標準建設単価】（新築等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>標準建設単価（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造</td> <td>170千円/㎡</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>185千円/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補助率】（新築等・改修）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>補助率（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60世帯</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>61～70世帯</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>71～80世帯</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>81～90世帯</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>91～100世帯</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>101世帯以上</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>新築等の場合の補助金額 = 事業費（補助基準面積 × 標準建設単価） × 補助率 改修の場合の補助金額 = 事業費（補助対象経費） × 補助率 * 上限5,000千円</p>	構造	標準建設単価（上限）	木造	170千円/㎡	非木造	185千円/㎡	世帯区分	補助率（上限）	60世帯	75%	61～70世帯	70%	71～80世帯	65%	81～90世帯	60%	91～100世帯	55%	101世帯以上	50%
世帯区分	補助基準面積（上限）																												
100世帯以下	150㎡																												
101～300世帯	(世帯数 - 100) × 0.65 + 150㎡																												
301世帯以上	(世帯数 - 300) × 0.09 + 280㎡																												
構造	標準建設単価（上限）																												
木造	170千円/㎡																												
非木造	185千円/㎡																												
世帯区分	補助率（上限）																												
60世帯	75%																												
61～70世帯	70%																												
71～80世帯	65%																												
81～90世帯	60%																												
91～100世帯	55%																												
101世帯以上	50%																												